

福富善明議員に対する問責決議

内海議員に市民から情報が寄せられた。その内容は、福富善明議員が10月初旬に栃木市斎場「あじさいの杜」に電話し、市議会議員の肩書を使い、個人情報を出そうとしたということである。内海議員はこの件に対して、梅沢議長に事実確認と対応を要請した。正副議長は、福富議員に事実の確認をしたところ、福富議員はその事実を認めたため、市民から苦情が入るような言動は厳に慎むよう嚴重注意をした。この事実は全議員に周知されたところである。しかし、福富議員の行為は、その経緯からして、嚴重注意だけで済まされる問題ではない。

一つ目として、市議会議員と市から指定管理者として委託を受けている事業者との関係からして、市議会議員の肩書を告げるだけでも、明らかにパワーハラスメントに当たる行為であること。

二つ目として、栃木市議会政治倫理条例第3条第1項、常に人格と倫理の向上に努め、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎むこと。同条第4項、市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。この2つの点に反する行為であること。

三つ目として、現在、栃木市議会としてハラスメント防止に向けた取組を検討している最中の行為であり、福富議員にはその自覚がまったく欠けていること。

以上の点から、福富議員の行為は、二重にも三重にも過ちを犯したものであり、嚴重注意で済まされるものではない。

福富議員は、9月定例会においての「広瀬義明議員に対する問責決議」の提出者の一人である。その決議では「あらゆるハラスメントと決別し、真に言論によって栃木市の未来を議論する言論の府であることを決意する」と宣言している。その決意とは言葉だけのものであったのか、提出者として大きく責任を問われるものであり、行った行為はその決意を裏切るものと言わざるを得ない。

よって、栃木市議会は、福富善明議員に対し、市議会議員としての自覚を促すとともに、猛省を求めるものである。

以上決議する。

令和7年12月17日 栃木市議会